

2013年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が押し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【回答】 日本国憲法及び地方自治法の理念を遵守し、施策の充実に努めています。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】 地方自治法の理念を遵守し、施策の充実に努めています。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】 滞納者の実情・意見等を十分に尊重し、生活状況に応じた分納にも応じています。

平成26年度以降の地方税滞納整理機構参加については、平成24年度の徴収実績、平成25年度の徴収状況等を見極めて、決定します。

## 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 相談者の状況把握、他法他施策の活用等についての助言や生活保護制度の仕組み等について説明を行い、生活保護申請意思の有無を確認し、申請意思がある場合は、直ちに申請書類を交付しており、保護申請の妨害はしていません。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第24条の規定に基づき、迅速な対応を心掛けています。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】 自家用車の保有については、国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

【回答】 就労支援等については、日頃より迅速で丁寧な対応を実施しています。

また、就労支援を専門的に実施するため「就労支援員」を臨時職員として平成23年4月1日から1名を雇用しています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】 警察官OBの配置はしていません。

なお、今後の配置については未定です。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

### 2. 安心できる介護保障について

#### (1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】 介護保険の第5期計画では、保険料抑制のため介護予防事業を充実させながら、財政安定化基金交付金や介護保険給付準備基金を導入して、介護保険料の上昇を抑えることができるよう努めております。

また、低所得対策として、非課税世帯を多段階にするなどの対応をしております。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 第5期計画では、所得段階を8段階で行っており、低所得者に対しては最大50パーセントの減額となっております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 所得に応じて一定額を超える場合は、高額介護サービスの支給制度があるため、市単独で減免制度を実施する考えは今のところありません。

★④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

【回答】 要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」については、詳しい内容などの情報が不足しておりますので、国の動向を見守っている状況です。

介護予防サービス及び地域支援事業については、介護給付費の削減を図る意味でも、今後拡充していきたいと思っております。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】 平成25年4月に公募による認知症対応型共同生活介護施設が、市内に1か所開設いたしました。

また、来年4月には同じく公募による小規模多機能型居宅介護施設が、市内に1か所開設する予定です。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】 現在、地域包括支援センター1か所を市内の社会福祉協議会に業務委託しており、清須市として地域包括支援センターへの運営補助を委託料として適正に支給しております。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】 労働条件については、各事業所で検討していただいているものと考えています。また、財政的な支援については、特に考えておりません。

## (2)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】 緊急通報システム、配食サービス、寝具乾燥サービス、ホームヘルパー派遣事業等を実施し、ひとり暮らしや高齢者夫婦などが自立した生活を続けられるよう、支援を行っております。

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】 あしがるバス(地域巡回バス)の運行時間、運行行程の見直しや、低床車両バスの導入など、地域巡回バスの施策の充実に努めております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】 老人福祉センターの会議室の無料開放など、高齢者が集まる場の提供を行っております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】 公営の高齢者住宅の建設予定はありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】 配食サービスについては、昼食及び夕食の1日2食を週5日提供しております。

(土・日曜日の配食サービス希望者には自費になりますが、業者を紹介しております。)

また、会食会はサロン事業として、社会福祉協議会のブロック社協や登録ボランティアが実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

い。

【回答】 平成24年4月から償還払いの住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払い制度を開始いたしました。

また、高額介護サービス費については、実施予定はありません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】 要介護1以上の方については、基本障がい者控除の対象としております。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】 要介護認定結果の通知時に、要介護認定者に「障がい者控除」に関するお知らせ文書を同封してPRしております。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】 福祉医療については、子育て支援等の福祉施策として重要なものと考えております。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】 対応済みです。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】 各々高額医療・高額介護合算療養費該当者に個別に案内通知を行っております。

未申請者に対しては、はがき等による再案内も行っております。

窓口での申請書記入に際し、十分な説明と補助に務めております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【回答】 後期高齢者医療制度については、愛知県の広域連合で資格管理事務を処理するため、本市独自で特段の取り計らいをすることは考えていません。

(十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方が対象となります。)

清須市における短期証発行件数0件

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】 妊婦健診は初回から14回まで助成しています。

乳児の健診も1回助成しています。

産婦健診の助成については考えておりません。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な

場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

【回答】 当市の基準は1.3倍未満です。

申請の受付は、学校だけでなく市役所の窓口でも受け付けており、民生委員の証明は必要ありません。

年度途中でも申請できることは、学校及びホームページで案内しています。

支給内容の拡充は、検討していません。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】 学校給食費に関する補助は就学援助費では全額、特別支援教育就学奨励費では半額です。

現在のところ全児童生徒分の無償化は検討しておりません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【回答】 本市としては、「市場調査のうえ、流通している食品は安全である。」と考えています。

しかしながら、児童生徒への安全担保として、県が実施した「学校給食モニタリング事業」への参加、県学校給食センターへの総理大臣指示の17都県産青果物の持ち込み放射性物質検査を実施しています。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答】 本市では、防災対策に女性意見を反映させられるよう、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に取り組んでいるところです。

避難所運営にあっても、ご要望の視点が反映させられると考えています。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

【回答】 市ホームページ、市広報紙の11月号に児童虐待防止に関する啓発記事を掲載しています。

保健師、保育所、学校などと日ごろから情報共有をしています。

月に1度各関係機関の担当者により行われる要保護児童対策地域協議会実務者会議において、緊急度の高い家庭(要保護ケース)だけではなく、緊急度は低いが虐待リスクがある家庭(要支援ケース)についても情報交換をし、早期発見、未然防止に努めています。

職員においては、家庭児童相談員として嘱託員を2名配置しています。

## 6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】 国保の広域化は国に於いて、どのように進めるか検討されていますので、その動向を注視しているところです。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】 清須市の一般会計及び国保の財政は非常に厳しい状況であり、減免制度の拡充及び保険料の引き下げについては考えていません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないてください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】 現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9

以下」にしてください。

【回答】 現在の基準で対応したいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】 現在のところ資格証明書の発行はしていません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】 現在のところ給付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】 収納課に於いて納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。

現在行っている6ヶ月以内の有効期限での交付で対応したいと考えています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】 滞納者の実情・意見等を十分に尊重しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】 生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。

(平成20年8月1日施行)制度の周知においては、市のホームページ・本算定時の納付書チラシ・窓口パンフレットに掲載して周知しています。

## 7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】 国の制度に準じており、現在のところ考えていません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】 支給時間は、国負担基準に準じています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】 現在のところ考えていません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】 本人の状況を確認し、介護保険に移行した場合に、必要なサービスが受けられるか判断しています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】 介護保険に切り替わった場合は、介護保険のルールにのっとり徴収されます。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特

別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答】 福祉避難所については、アルコ清洲に設置します。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

【回答】 災害時要援護者台帳を整備し、地域の自治会や自主防災会、警察署、消防署など市内関係機関との情報共有を進めており、現在のところ、福祉圏域間や県との共有は考えていません。

## 8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

【回答】 清須市国民健康保険特定健診および歯科健診については、年1回無料で実施しています。

また、対象の方へは、市広報やホームページ、納税通知等での周知、特定健診受診券を個別通知し、特定健診(個別方式)の勧奨を行っています。

未受診者の方へはハガキでのご案内もしています。

がん検診は年1回実施で、70歳以上・非課税世帯・障害のある方などは無料です。

歯周疾患検診は、本市では歯科節目検診として40・45・50・55・60・65・70歳の節目の方に対し無料で実施しています。

がん検診と歯科節目検診については、個別通知はしていません。

広報やチラシ各種団体等で啓発をしています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】 30歳～39歳の方に若年者健診として特定健診と同様の内容と歯科健診を年1回実施しています。

非課税世帯・障害のある方などは無料です。

## 9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 水痘(みずぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの取扱いについては、国において検討がされているところであり、情報を収集しておりますが、現段階では助成の予定はありません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】 本市では接種費用の半額を助成しています。  
助成の増額の予定はありません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】 風疹の流行に伴い、愛知県が平成25年5月29日付けで「風しんワクチン接種緊急促進事業費補助金交付要綱」を定めました。

当市においても、県の実施要領に基づき、上限5,000円の助成を行っておりますが、現段階では全額助成の予定はありません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役

所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

- ②消費増税を中止してください。
- ③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。
- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。
- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

### (2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
  - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
  - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。



### (3)医療提供体制の充実のために

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。
- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上